

**鈴鹿市消防団プロモーション動画制作及び広報チラシ等作成業務委託
事業者選定プロポーザル 評価基準**

審査方法

(1) 別紙「鈴鹿市消防団プロモーション動画制作及び広報チラシ等作成業務委託提案書評価基準表」に基づき、項目ごとに評価を行い、評価合計点を求める。

(2) 評価は、評価の視点に対して6点を基準とし、特に優れているものを10点、明らかに劣っているものを2点とする。ただし、審査項目【2業務内容】のうち、評価の視点【「基本団員」「バイク隊」「学生団員」「女性団員」4つのカテゴリー別の動画を制作するにあたり、効果的な提案がなされているか。また、ベテラン団員と若手団員との連携を連想させるような提案がなされているか。】及び【ドローン動画、テロップ、BGM等の演出により、視覚的に強いインパクトを残せる工夫があるか。】の2項目については、特に重要な項目であるため、12点を基準とし、特に優れているものを20点、明らかに劣っているものを4点とする。

また、動画制作やチラシ作成については類似した実績も重要であると考えため、9点を基準とし、特に優れているものを15点、明らかに劣っている場合は3点とする。

(3) 見積提案額の評価は、小数点以下を四捨五入したものを得点とする。

(4) 審査委員1名につき、評価総合点100点満点とし、その得点を合計し、審査委員の人数で除して、50点以上の得点の者を、優先交渉権者候補とする。

(5) 上記方法により審査した結果、最も点数の高い者を優先交渉権者として選定する。

(6) 最も点数の高い者が複数いる場合は、特に重要な項目である【「基本団員」「バイク隊」「学生団員」「女性団員」4つのカテゴリー別の動画を制作するにあたり、効果的な提案がなされているか。また、ベテラン団員と若手団員との連携を連想させるような提案がなされているか。】及び【ドローン動画、テロップ、BGM等の演出により、視覚的に強いインパクトを残せる工夫があるか。】の評価合計点が高い者を優先交渉権者に決定する。

(7) 選定した優先交渉権者が決定後に辞退した場合は、次点の者が繰り上がるものとする。